

京王電鉄株式会社
デジタル乗車券取扱規則

デジタル乗車券取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、京王電鉄株式会社（以下「当社」という。）において、入出場情報をサーバ上に電子式証票として管理するための識別番号が記録された情報端末を企画乗車券として、当社線を利用する旅客の運送等について取扱方を定め、もって旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

2 前項に定める識別番号（以下「ID」という。）は2次元バーコードの識別番号等をいう。

(適用範囲)

第2条 デジタル乗車券による当社線の旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。

2 この規則に定めのない旅客の運送等に関する事項については、当社の旅客営業規則等に定めるところによる。

3 この規則およびこれに基づいて定められた事項は、旅客の利益に適合するときは、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

4 この規則が改定された場合、改定日以降のデジタル乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「企画乗車券」とは、当社が特別の運送条件（運賃、料金、区間、経路、列車、設備、発売期間等）を定めて発売する乗車券をいう。また、施設利用券等を付随して発売するものを含む。

(2) 「デジタル乗車券」とは、情報端末と入出場情報を組み合わせたもので2次元バーコードのIDが表示された企画乗車券をいう。

(3) 「対応改札機等」とは、デジタル乗車券に対応した自動改札機等をいう。

(4) 「乗車券管理サーバ」とは、デジタル乗車券のID、入出場情報、商品内容等を管理するサーバをいう。

(5) 「情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等をいう。

(6) 「購入情報等」とは、デジタル乗車券の購入日時、商品名、購入額等の情報をいう。

- (7) 「システム」とは、乗車券管理サーバと販売サイトを総称したものをいう。
- (8) 「施設利用券等」とは、デジタル乗車券に組み込まれた他運輸機関乗車券および施設利用券をいう。
- (9) 「フリー区間」とは、乗車回数を制限しない区間をいう。
- (10) 「販売サイト」とは、当社が提供する販売サイト「TAMa-GO Eチケットサイト」をいう。

(制限または停止)

第4条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次の各号に掲げるデジタル乗車券による当社線の取扱いを制限または停止をすることがある。

(1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場方法もしくは乗車する列車等の制限

(2) 枚数・時間・方法の制限または停止

2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を当社のホームページ、販売サイトおよび関係駅に掲示する。

3 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

(旅客の同意)

第5条 旅客は、デジタル乗車券の使用に際し、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(利用履歴および購入履歴の確認)

第6条 旅客は、乗車券管理サーバと接続する販売サイトにおいて、デジタル乗車券の利用履歴および購入履歴を確認することができる。

(免責事項)

第7条 この規則に定めのない、デジタル乗車券を使用したサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

2 旅客がデジタル乗車券を使用するために、利用している通信提供事業者のシステム障害および回線障害等が起因した損害等については、当社はその責めを負わない。

3 情報端末の通信費用等については、旅客が負担するものとする。

(発売および購入等)

第8条 デジタル乗車券の発売箇所、発売日、発売額等は、当社のホームページおよび販売サイトによって掲示するものとする。

2 デジタル乗車券は、販売サイトにて、情報端末により購入しなければならない。

(システムの取扱時間)

第9条 販売サイトにおけるデジタル乗車券の取扱時間は0時00分から23時59分までとする。なお、メンテナンス時間を除く。

2 前項に定める取扱時間は予告なく変更することがある。

(支払方法)

第10条 販売サイトにおけるデジタル乗車券の支払方法は、クレジットカード決済とする。

2 購入に使用することができるクレジットカードの種類は、販売サイト上で指定するものとし、支払方法は一括払いに限る。

(契約成立時期および適用規定)

第11条 旅客との運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、デジタル乗車券を購入する際、旅客自らが情報端末で操作を行い、購入申込をシステムに送信し、システムを通じて当社が承諾したときに成立する。なお、通信不具合等、当社の責に帰さない理由により契約成立の画面表示が表示されなかった場合でも、当社による返信はされたものとみなし、旅客は販売サイトから当該デジタル乗車券を確認するものとする。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとする。

(使用方法)

第12条 旅客は、デジタル乗車券を使用する場合、対応改札機等による改札を受けて入場し、同一の企画乗車券により対応改札機等による改札を受けて出場しなければならない。

2 旅客は、フリー区間内でデジタル乗車券を使用する場合、乗車および降車の都度、その区間に有効な企画乗車券を対応改札機等により改札を受けるものとする。

3 端末の充電切れ、機器の不具合、通信障害等の旅客の都合により、前項に規定する乗車処理ができない場合、デジタル乗車券は無効として取扱う。

(紛失)

第13条 入場後、デジタル乗車券を紛失した場合、無効として取扱う。

2 デジタル乗車券の紛失に対し、当社はその責めを負わない。

(制限事項)

第14条 デジタル乗車券による乗車に際しては、次に掲げる使用はできない。

- (1) 1回の乗車につき、2以上のデジタル乗車券を同時に使用すること。
- (2) デジタル乗車券を使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。
- (3) デジタル乗車券と他の乗車券と併用すること。
- (4) 偽造・変造または不正に作成されたデジタル乗車券を使用すること。
- (5) デジタル乗車券の破損、改札機等の故障、停電またはシステム障害等により取扱いができないとき。

(効力および使用条件)

第15条 デジタル乗車券を用いて乗車する場合は、券面に表示する内容、当社のホームページおよび販売サイトに掲示する条件のほか、次の各号の使用条件を守らなければならない。

- (1) デジタル乗車券の効力は、旅客自身が必ず情報端末を携帯し、その情報端末の画面に表示された購入情報等に限って有効とする。
- (2) 情報端末の故障、充電切れ等によりデジタル乗車券の購入情報等を確認できない場合は、利用できない。

(3) デジタル乗車券ごとに設定している利用駅以外で乗降することはできない。

(無効となる場合)

第16条 デジタル乗車券は、次の各号に該当する場合は無効とする。

- (1) 旅行開始後のデジタル乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾を得ないで対応改札機等による改札を受けずに乗車した場合
- (3) デジタル乗車券ごとに設定している利用駅以外の駅で降車した場合
- (4) その使用方法に基づかず使用した場合
- (5) 偽造、変造または不正に作成されたデジタル乗車券を使用したとき
- (6) その他不正乗車の手段として使用した場合

(同一駅で出場する場合の取扱方)

第17条 旅客は、デジタル乗車券で入場後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで往復して出場する場合は、実乗車区間の普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、当該デジタル乗車券は未使用の状態へ戻す処理を受けなければならない。

2 旅客はデジタル乗車券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、当該駅の入場料金を現金等の方法で支払い、当該デジタル乗車券は未使用の状態へ戻す処理を受けなければならない。

(払いもどし)

第18条 旅客は、デジタル乗車券が不要となった場合は、次の各号のとおり取扱う。

- (1) 未使用で有効期間終了日までに限り、旅客自身の操作により購入したデジタル乗車券を払いもどしすることができる。
- (2) デジタル乗車券の払いもどし手数料は別に定めるところによる。
- (3) 旅客は、旅行開始後のデジタル乗車券の払いもどしを請求することができない。

(運行不能時の取扱い)

第19条 旅客は、対応改札機等による改札を受けた後、列車の運行不能が発生した場合、次に掲げる取扱いのいずれかを選択することができる。

- (1) デジタル乗車券を所持する旅客が、無賃送還の取扱いの請求を行う場合、当社は当該デジタル乗車券については未使用とみなし、旅行開始駅で未使用の状態へ戻す処理を行う。なお、旅客が無賃送還中の途中駅での下車を希望する場合、下車を認める。この場合、発駅から下車駅までの運賃相当額を途中駅において現金等にて収受する。
- (2) デジタル乗車券を所持する旅客が、途中駅で旅行の中止および運賃の払いもどしの請求を行う場合、当社は旅行開始駅から旅行中止駅までの普通旅客運賃を収受する。旅客は当該デジタル乗車券の有効期間終了日までに販売サイト上から払いもどしの申告をするものとし、当社は当該デジタルきっぷを未使用とみなし発売額を払いもどす。
- (3) 旅客が当該デジタル乗車券に定められた経路の不通により目的地に到達できない場合は、他経路乗車の取扱いを受けることができる。